

接続規定(素案)

接続機関用

相互接続基盤の事業主体 → 接続機関

平成 30 年 3 月 30 日

目次

第1章 総則	3
第1条 目的	3
第2条 用語の定義	3
第3条 適用	3
第2章 ネットワーク接続方式	4
第1条 接続方式	4
第2条 接続提供元	4
第3条 接続申請	4
第3章 運用	4
第1条 本ネットワークの利用	4
第2条 ネットワーク接続サービスの利用	4
第3条 医療情報共有サービスの利用	4
第4条 違反行為に対する措置	4
第4章 その他	5
第1条 関係者への通知	5
第2条 本規定の変更	5

第1章 総則

第1条 目的

接続規定(以下、本規定という)は、接続機関が全国保健医療情報ネットワーク(以下、本ネットワーク)を利用する場合に必要な事項を定めるものである。本ネットワークを利用するすべての接続機関は、本規定を十分に理解するとともに、これを誠実に遵守するものとする。

第2条 用語の定義

本規定において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用するものとする。

(1) 本ネットワーク

医療等分野の様々なサービスを相互接続して安全かつ効率的に利用でき、個人、患者本位で最適な健康管理、診察、ケアを提供するためのネットワーク。

(2) 相互接続基盤

本ネットワークに接続するネットワークを相互接続するネットワーク基盤。

(3) 相互接続基盤の事業主体

相互接続基盤を運営する主体。

(4) 機関認証主体

本ネットワークに接続する機関について認定を行う認証の主体。

(5) 接続機関

機関認証主体の認定を受けた機関であり、本ネットワークに接続する機関。保険医療機関、保険薬局、介護事業者、地連事業主体、サービス事業者がある。

(6) 保険医療機関

保険指定を受けた病院、診療所であり、健康保険を使った診察、処置を行う。

(7) 保険薬局

保険指定を受けた薬局であり、健康保険を使った処方箋の受付、調剤を行う。

(8) 介護事業者

介護保険法における居宅サービス、地域密着型サービス、居宅介護支援、介護予防サービス等のサービスを提供する事業者。

(9) 地連事業主体

地域医療情報連携ネットワークの事業の主体。

(10) 地域医療情報連携ネットワーク

情報通信技術を活用し、複数の医療機関等で患者の情報共有を行うために構築されたネットワーク。

(11) サービス事業者

医療情報共有サービスを提供する民間事業者。

(12) ネットワーク事業者

運営主体の認定を受けた事業者であり、接続機関に本ネットワークへのネットワーク接続サービスを提供する事業者。

第3条 適用

本規定の適用対象は接続機関とする。

第2章 ネットワーク接続方式

第1条 接続方式

接続機関が本ネットワークに接続する際に用いるネットワーク接続方式は下記のいずれかとし、接続機関の利用形態に応じて選択できるものとする。

- (1) 閉域 IP 通信網(IP-VPN)
- (2) インターネット VPN (IPsec+IKE)
- (3) 専用線
- (4) その他、最新の「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン(厚生労働省)」に適合し、かつ、相互接続基盤の事業主体が認めるネットワーク接続方式

第2条 接続提供元

接続機関が本ネットワークに接続する際に用いるネットワーク接続方式は、相互接続基盤の事業主体が認定したネットワーク事業者が提供するネットワーク接続サービスに限定する。

第3条 接続申請

接続機関が本ネットワークに接続する際には、相互接続基盤の事業主体が認定したネットワーク事業者に対して接続を申請するものとする。

第3章 運用

第1条 本ネットワークの利用

接続機関は、本ネットワークの利用に際して、機関認証主体の認定を受けるとともに、本規定及び別紙「セキュリティ規定 接続機関用」を遵守しなければならない。

第2条 ネットワーク接続サービスの利用

接続機関は、ネットワーク接続サービスの利用に際して、ネットワーク事業者が示す責任範囲に同意したうえで利用契約を締結するとともに、ネットワーク事業者が示す利用規約等を遵守しなければならない。

第3条 医療情報共有サービスの利用

接続機関は、医療情報共有サービスの利用に際して、サービス事業者が示す責任範囲に同意したうえで利用契約を締結するとともに、サービス事業者が示す利用規約等を遵守しなければならない。

第4条 違反行為に対する措置

接続機関が本規定及び別紙「セキュリティ規定 接続機関用」を遵守していないことが判明した場合、相互接続基盤の事業主体、ネットワーク事業者及びサービス事業者は、当該接続機関に対して、本ネットワ

ーク、ネットワーク接続サービス、医療情報共有サービスの利用を中止する等の措置を講じることができるものとする。

第4章 その他

第1条 関係者への通知

本規定は、相互接続基盤の事業主体が、接続機関、ネットワーク事業者及び本ネットワークの運営と構築等に係わる団体、企業、法人等とその関係者に公開するものとする。また、相互接続基盤の事業主体は、ホームページへの掲載その他メーリングリスト等の相互接続基盤の事業主体が適切と判断する方法及び範囲で、必要となる事項を通知するものとする。

第2条 本規定の変更

相互接続基盤の事業主体は、接続機関及びネットワーク事業者の承諾を得ることなく本規定を必要時に変更できるものとする。また、変更等の際は、その変更内容をホームページ上に掲載又は相互接続基盤の事業主体が適切と判断する方法によって接続機関等の関係者に通知する。その効力は通知された所定の期日から発効するものとする。